

職員の懲戒処分について（令和7年11月28日付）

11月28日付けで、本市職員を次のとおり懲戒処分としましたのでお知らせいたします。

【事案】

事案の概要 令和7年11月上旬、勤務時間中に執務室内で飲酒したもの。あわせて、当初の事実確認において、虚偽の報告を行っていたもの。

被処分者 総務部 総務管理課 会計年度任用職員 71歳
なお、本人から退職願が提出されたため、処分日と同日付で退職を認めた。

処分内容 停職1月

処 分 日 令和7年11月28日

本市職員の服務規律の確保を徹底し、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。